汚染負荷量賦課金

重油、石炭硫黄分を含む燃料の使用者は昭和62年4月以前にばい煙発生施設を有し、一定量以上硫黄酸化物を発生させた場合、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務を負います。

公害健康被害補償制度（昭和49年9月）により、補償給付及び公害保険福祉事業に必要な費用の相当分をばい煙発生施設設置者から徴収し、公害健康被害への補償へあてるというもの。

☆ LPガスは硫黄分をほとんど含まないため、賦課金の大幅な低減が可能です。

賦課金額 = 賦課金額（過去分）+ 賦課金額（現在）

過去分　：SOx累計換算値（昭和57～61年まで）×過去分賦課料率
現在　　：SOx累計換算値（前年に関して）×現在分賦課料率

参考ホームページ　：
（独）環境再生保全機構　http://www.erca.go.jp/fukakin/